

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開発等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等							土地利用その他	建築条例	備考
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積Lm	建築面積Lm	壁面位置m	高さHLm	形態意匠			
千再1	外神田一丁目南部地区	千代田区外神田一丁目	R5.10.13	千代田区告示第109号	1.9	1.7	1.7	商業(600.80) 商業(800.80)	・にぎわいや集客に資する機能を充実させる ・歩行者ネットワークの形成を目指す。 ・地区全体でメリハリのある良好な都市景観形成を目指す。 ・にぎわい施設・川沿いの歩行者動線 ・親水広場の整備や、船着場の観光利用により、新たな水辺の観光名所づくりを目指す。	0 0 5		0 2 2	●3種類	●H1850 ●H360 ●L400 ●L150	●80	●3000 ●500	●1000 ●200	●2種類	●H170 ●H50	○形態 ○色彩 ○意匠	○工作物 ○設置 ○制限		●R6.3.15	第一種市街地再開発事業
千再2	九段南一丁目地区	千代田区九段南一丁目	R5.12.28	千代田区告示第139号	2.3	2.3	2.3	商業(700.80)	・業務、商業、文化施設、公共施設などの複合的な都市機能の集積、安全で快適な駅とまちを結ぶ歩行者ネットワークの形成、公共駐輪場・バイク駐輪場等の配置による駅前拠点としての交通結節機能の強化に向け、街区再編による土地の高度利用を図る。	0 1 1	1	0 2 3	●3種類	●H1250 ●H990 ●L400	●80	●500	●300	●7種類	●H170 ●H130	○形態 ○色彩 ○意匠	○工作物 ○設置 ○制限		●R6.3.15	第一種市街地再開発事業
千再3	富士見二丁目北部地区	千代田区富士見二丁目及び飯田橋四丁目	R5.12.28	千代田区告示第140号	2.3	1.1	2.1	商業(700.80) 商業(500.80) 二住(400.60)	飯田橋駅東口の拠点形成に資する商業・業務・サービス・都心居住機能の集積、安全で快適な駅前広場空間や歩行者ネットワーク創出により、拠点駅の駅周辺ゾーンとして、にぎわいと活気ある複合市街地の形成及び地区特性に応じた土地の高度利用と都市機能の導入を図ることを目指す。	0 1 0	5	0 4 11	●4種類	●H1500 ●H600 ●L700 ●L440	●80 ●60	●1000 ●500	●400 ●200	●5種類	●H150 ●H100	○形態 ○色彩 ○意匠	○工作物 ○設置 ○制限		●R6.3.15	第一種市街地再開発事業 区域の拡大と、拡大した区域を再開発等促進区と位置づける変更 (当初決定H12.3.17)
千再4	二番町地区	千代田区二番町地内	R6.7.4	千代田区告示第78号	12.1	1.5	12.1	商業(600.80) 商業(500.80) 二住(500.80) 二住(400.60)	・中層・中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境の維持・保全を図る。 ・ゆとりとうるおいのある住環境を形成する。 ・多様な住宅供給の誘導、住宅用途の維持及び定住を図り、活力ある地域社会を維持・創出する。 ・魅力的な街並みを誘導し、地域の活力を支える商業機能、定住を推進する。	0 4 4		0 1 1	●5種類	●H700		●500		●5種類	●H80 ●H60 ●H50 ●H40 ●H30	○広告物 ○形態 ○意匠 ○ほか	○工作物 ○設置 ○制限	●緑化率	●R6.7.11	一般型地区計画の区域内の一部に再開発等促進区を定める変更 (当初決定H20.10.16)
中再1	月島駅前地区	中央区月島二丁目	H9.7.11	都告示第789号	1.0	-	1.0	二住(400.60) 商業(600.80)	都心居住回復に配慮した魅力ある複合市街地の整備	1 1 0		0 0 4	●1種類	○H860 ●L300	●50	●2000	○500	●4種類	○色彩			●H9.9.30	第一種市街地再開発事業	
			H11.12.1	都告示第1320号	同上	-	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			●H12.3.31	風営法の改正による建築物の用途制限の変更	
			H14.5.31	中央区告示第106号	同上	-	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			同上	児童遊園部分の集会施設の再活用に伴う変更	
			H15.1.1		同上	1.0	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			●H15.1.1	都市計画法改正	

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○:地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地, 広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、LIは最低値

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開発等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等							土地利用その他	建築条例	備考	
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積Lm	建築面積Lm	壁面位置m	高さHLm	形態意匠				垣柵
中再2	勝どき駅前地区	中央区勝どき一丁目	H16.4.22	中央区告示第84号	1.7	1.7	1.7	商業(600,80) 二住(400,60)	地域的な公共空間の形成と地域特性を活かした住宅、商業、公益、業務機能等の複合都市機能の更新	0	1	0	0	●1種類 限定列挙	○H1000 ●L300	●70	●5000	○1000	●3種類	●H195	○色彩		●H16.6.22	第一種市街地再開発事業	
中再3	月島一丁目3.4.5地区	中央区月島一丁目	H20.12.17	中央区告示第208号	1.0	1.0	1.0	商業(600,80) 商業(500,60)	地域的な公共的空地・空間の整備を図り、街の魅力向上、住環境の向上、地域の防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用により住宅、商業、公益機能を備えた複合市街地への更新を図る	0	0	0	0	●2種類	○H1050 ●H540 ●L300	●70	●5000 500	○2000 200	●6種類	●H190 H37	○形態意匠 色彩		●H21.7.1	第一種市街地再開発事業	
中再4	勝どき五丁目地区	中央区勝どき五丁目	H22.2.5	中央区告示第19号	1.9	1.9	1.9	一住(400,60)	都心部と臨海部との中間に位置し、新月島川等の水辺環境に恵まれていることから、本地区の立地条件を活かしながら、地区の特性に応じた土地の合理的利用により、防災性の向上や定住性の高い住宅の整備等を行い、安全・安心・快適な市街地の形成を目指す	2	0	0	0	●4種類	○H1070 ●H150 H110 L400 L50	○70	●5000 1000 500	○2000 200	●8種類		○形態意匠 色彩		●H24.3.30	第一種市街地再開発事業	
			H24.2.10	中央区告示第31号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上		●H24.4.1	高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による建築物の用途制限の変更
			H30.5.25	中央区告示第149号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上		●H30.7.1
中再5	日本橋室町三丁目地区	中央区日本橋室町二、三、四丁目、日本橋本石町二、三、四丁目	H25.9.25	中央区告示第204号	2.1	2.1	2.1	商業(600,80) 商業(700,80) 商業(800,80)	高整備水準にある交通基盤施設等を活かしつつ、地区の特性に合わせた機能を配置することにより、国際化に対応した業務拠点形成に資する業務・商業等の機能と公共公益機能が調和した活力ある都心複合機能の更新を図る。また、この更新により、災害時の事業継続性も含めた高度な防災拠点の整備のほか、安全で快適な歩行者ネットワークの強化及び連続性に配慮した街並みの形成を推進する。	0	1	0	1	●3種類	●H200 L800 L50 ○H1180	●80	●6000 700	○2000 200	●7種類	●H150 H30	○形態色彩 意匠		●H27.3.20	第一種市街地再開発事業	
中再6	豊海地区	中央区勝どき六丁目、豊海町	H29.8.25	中央区告示第203号	2.0	2.0	2.0	準工(400,60)	土地の高度利用を図り、多様な人々が快適に暮らして交流できる魅力ある複合市街地を形成する。合わせて、地域の安全性向上に向けた防波堤、地域住民の憩いや多様な交流等に資する広場等を整備し、水と緑の歩行者ネットワークや水辺からの景観にも配慮した良質な生活環境の形成を図る。	0	2	0	0	●3種類	●H1000 L400	●80	●5000	●1000	●8種類	●H189	○形態意匠 色彩 広告物		●H30.4.1	第一種市街地再開発事業	

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地、広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、LIは最低値

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開発等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等							土地利用その他	建築条例	備考
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積Lm	建築面積Lm	壁面位置m	高さHLm	形態意匠			
中再7	月島三丁目北地区	月島三丁目	H30.12.7	中央区告示第280号	1.5	1.5	1.5	商業(500,80) 二住(400,80)	土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、月島の特性を生かした快適な生活環境と多様な魅力的な複合市街地を形成する。また、1階及び2階レベルでの歩行者ネットワークを形成するとともに、防災船着場や人々の交流を育む広場等を整備することで、地域の防災性の向上及び良好な居住環境の創出を図る。	1	0 3 0		0 0 8	●3種類	●H1000 ●H400 ●L420 ●L150 ●L100	●80	●5000 ●300	●1000 ●150	●5種類	●H199 ●H28 ●H25	○形態意匠 ○色彩 ○広告物		●H30.12.7	第一種市街地再開発事業
中再8	日本橋浜町三丁目西部地区	中央区日本橋浜町三丁目	H4.3.31	都告示第378号	5.1	-	0.7	商業(500,80) 商業(600,80) 商業(700,80)	定住人口の維持及び回復と下町文化の再生を目指し、適正な規模へ街区の統合を誘導し、緑のネットワーク化を促進するとともに住居・業務・文化等からなる複合市街地の形成を図る	4	◇1	1	0 0 1	●1種類 限定列挙	○H850 ●L300		●200		●2種類		○		●H4.10.1	
			H11.8.27	都告示第990号	2.5	-	2.5	同上	同上	5	0 0 1	2	同上	●2種類 限定列挙	○H850 ●H890 ●L300	●70	●200 ●1000	○700	●4種類	○色彩		●H11.9.30	区域変更、街区名称の変更、第二地区の整備計画の追加 ／第一種市街地再開発事業	
			H15.1.1		同上	2.5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		●H15.1.1	都市計画法改正
			R1.7.1	区告示第49号	同上	同上	同上	同上	商業(500,80) 商業(700,80)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		●R1.7.1	用途制限の変更
港再1	赤坂一丁目地区	港区赤坂一丁目地内	H23.9.12	港区告示第207号	3.0	3.0	3.0	商業(700,80) 商業(600,80)	周辺市街地と繋がる道路交通基盤の整備を図りつつ、駅前ゾーンとして相応しい安全・快適で利便性の高い複合市街地の形成を図る。また、隣接する環状2号線地上部の環境軸と連なる、広幅員歩道による緑の軸を創出し、潤いと賑わいのある緑豊かな都市環境の形成を図る。	1	0 0 2	2	0 0 3	●1種類	○H900 ●L300	●80	●5000 ●3000	●500	●2種類	○形態意匠 ○色彩		●H23.12.14	第一種市街地再開発事業	
港再2	六本木三丁目東地区	港区六本木三丁目地内	H23.9.30	港区告示第216号	2.7	2.7	2.7	商業(700,80) 商業(600,80) 2住(300,60)	周辺市街地との調和に配慮しつつ、駅前ゾーンとして相応しい多様な機能を備えるとともに、歩行者ネットワークと緑豊かな街並みの整備を通じて、駅前拠点に相応しい安全・快適で利便性の高い複合市街地の形成を図る。	2	0 0 3	1	0 0 3	●1種類	●H100 ○H960 ●L50 ●L600	●70 ●80	●500 ●3000	●200	●3種類	○形態意匠 ○色彩		●H23.12.14	第一種市街地再開発事業	
港再3	白金一丁目東部北地区	港区白金一丁目地内	H25.7.4	港区告示第139号	1.8	1.8	1.8	準工(400,60) 商業(500,80)	街区再編と土地利用の整序・集約化を図ることにより、定住性の高い良質な居住機能を中心とした、生活都心にふさわしい安全で快適な複合市街地の形成を図る。併せて古川に隣接する立地を生かした潤いのある都市空間を創出する。	2	1 0 1	0	0 1 2	●2種類	○H820 ●L280	●60	●1000	●200	●3種類	○形態意匠 ○色彩		●H25.10.18	第一種市街地再開発事業	
			R5.3.8	港区告示第69号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		●R5.6.30	風営法の改正による建築物の用途制限の変更	

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○:地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地、広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、LIは最低値

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開発等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等							土地利用その他	建築条例	備考	
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積Lm	建築面積Lm	壁面位置m	高さHLm	形態意匠				垣柵
港再4	虎ノ門三・四丁目地区	港区 虎ノ門三丁目及び四丁目各 各地内	H27.3.27	港区告示 第83号	2.7	2.7	2.7	商業(700,80) 商業(600,80) 商業(500,80)	地区周辺の自動車・歩行者ネットワーク機能の向上を図るとともに、高規格の業務機能、滞在機能、気象庁庁舎、教育施設等の多様な機能を備えた国際性・文化性豊かな複合市街地を形成する。また、防災情報の発信や帰宅困難者対策等の防災拠点を形成するとともに、歴史や地形を活かした緑豊かな都市空間を形成する。	3	0 1 0	3	0 2 9	●3種類	○ H700	● 500	●1種類		○				●H27.6.30	都市再生特別地区	
港再5	虎ノ門二丁目10地区	港区 虎ノ門二丁目 地内	H27.4.7	港区告示 第104号	4.0	2.9	2.9	商業(600,80) 二住(400,60)	未供用の都市計画公園区域内において、「公園まちづくり制度」を活用するとともに、面的な広がりを持った広場空間と緑豊かな環境空間を創出し、多様な機能の導入と連携による国際性豊かな複合市街地を形成する。また、防災対応力の強化による安全・安心な市街地環境の整備や、周辺市街地とのアクセス性に配慮した歩行者ネットワークを形成する。	3	0 0 1	1	0 0 6	●3種類	○ H680		●3種類	● H195	○ 色彩 形態 意匠				●H27.6.30		
港再6	西麻布三丁目 北東地区	港区 西麻布三丁目 及び六本木六 丁目各各地内	H31.4.19	港区告示 第108号	1.7	1.6	1.7	商業(700,80)(600,80) 近商(400,80) 二中(200,60)	土地利用の更新にあわせて補助第10号線の拡幅整備やまとまりのある広場の整備等を行うとともに、幹線道路沿道に相応しい多様な都市機能が集積した土地の高度利用により、周辺市街地と調和した緑豊かで魅力ある複合市街地を形成する。 また、エリアマネジメントの取組により、広場等を活用した交流の促進やにぎわいの創出、公共的な空間の適切な維持管理を行うことで、地域の魅力・価値の持続的な向上を図る。	0	0 1 4	0	0 0 5	●5種類	○ H930 ● H150 L400 L50	● 60 70	● 500	● 200	●4種類	● H200 H17	○ 色彩 屋外広告物			●R1.7.3	第一種市街地再開発事業
新再1	西新宿五丁目 中央北地区	新宿区 西新宿五丁目 及び西新宿六 丁目各各地内	H20.4.11	新宿区告示 第158号	2.3	2.3	2.3	二住(300,60) 商業(700,80)	道路、公園等の都市基盤の整備とあわせた歩行者ネットワークの形成を図るとともに、土地の高度利用を推進し、都心居住の推進を行い、快適性と利便性を備えた複合市街地の形成を目指す。また、都市基盤の整備にあわせて、居住や業務・商業機能等による複合市街地の形成を目指す	2	1 0 0	2	0 1 7	●1種類	● H1000 H400 L400 L50	● 60		● 2000 100	●3種類	○ H200 H20 H10	○ 色彩 屋外広告物	○		●H20.6.18	第一種市街地再開発事業
			H30.2.2	新宿区告示 第90号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	●H30.3.16	風営法改正

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地, 広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、Lは最低値

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開発等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等								土地利用その他	建築条例	備考
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積Lm	建築面積Lm	壁面位置m	高さHLm	形態意匠	垣柵			
新再2	四谷駅周辺地区	新宿区四谷一丁目及び本塩町各地内	H25.12.20	新宿区告示第816号	4.3	2.6	4.3	商業(700.80) 商業(600.80) 商業(500.80) 近商(400.80) 一住(300.60)	四谷駅前地区では公有地を中心とした土地の合理的かつ健全な有効高度利用により防災性の向上や都市基盤の整備を図るとともに、業務・商業機能の強化及び文化・交流機能の導入により、駅前新たな賑わい交流拠点の形成を図る。外濠緑地や迎賓館、玉川上水等の貴重な自然的・歴史的資源を活かしたまちづくりを推進し、緑豊かで趣のある「賑わい交流の心」の形成を目指す。	0	0	3	0	●2種類	●H670 ●L200 ○H400	●H70	●5000 ●65	●200	●3種類	○H145 ●H50 ○H20	○景観色 ○屋外広告物 ○賑わい		●H26.3.20		
		新宿区四谷一丁目及び四谷本塩町各地内	H30.2.2	新宿区告示第92号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	●H30.3.16	風営法改正 建築基準法改正 住居表示による町名変更	
品再1	東五反田二丁目地区	品川区東五反田一丁目および東五反田二丁目各地内	H17.6.22	品川区告示第237号	3.1	2.3	2.5	商業(700.80) 商業(500.80) 準工(300.60)	都市基盤施設の整備を進め、合理的かつ健全な土地の高度利用と都市機能の更新及び防災性の向上を図る	1	1	5	0	●1種類	●H990 ●H700 ●H110 ●H200 ○H600	●80 ●50 ●70 ●10 ●60	●4000 ●2000 ●500 ●1000 ○1000	●3000 ●1000 ●300 ●50 ○1000	●11種類	●H153 ●H80 ●H20 ●H100	○色彩 ○広告		●H17.10.24	第一種市街地再開発事業	
			R5.3.9	品川区告示第95号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	●R6.7.11	建築基準法の改正による建築物の用途制限変更	
品再2	東五反田二丁目第3地区	品川区東五反田二丁目地内	R2.8.3	品川区告示第407号	2.1	2.1	2.1	準工(300.60)	大規模低未利用地の土地利用転換や老朽建築物の更新等にあわせ、魅力と賑わいのある安全で快適な都市空間の形成を図る。また、貴重な環境資源であり地域のシンボルである目黒川を最大限に活用し、潤いある市街地環境を創出することを目標とする。	0	1	1	0	●2種類	●H650 ●L300	●60	●1000	●500	●3種類	●H151 ●H115	○色彩 ○屋外広告物		●R2.10.23	第一種市街地再開発事業	
			R5.3.9	品川区告示第98号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	表記の変更
品再3	東五反田二丁目北地区	品川区東五反田二丁目、三丁目、北品川五丁目、六丁目各地内	R3.9.10	品川区告示第480号	3.5	0.6	1.6	商業(500.80) 準工(300.60)	立地ポテンシャルを活かし、業務・商業機能の一層の充実を図ることで、東京のものづくり産業をリードする業務拠点の整備を推進するとともに、業務・商業・居住・文化・交流等多様な都市機能が調和する魅力と賑わいのある複合市街地を形成する。あわせて、地区幹線道路や広場等の都市基盤整備を進め、安全で快適な都市空間を創出することを目標とする。	0	0	3	0	●1種類	A地区 ○H520 ○L300	●60	A地区・B地区 ●1000	A地区・B地区 ●500	A地区 ●4種類 B地区 ●2種類	A地区 ●H100	A地区・B地区 ○色彩 ○屋外広告物		●R3.12.10	A地区は再開発等促進区と地区整備計画。 B地区は地区整備計画のみ。	
北再1	豊島四丁目地区	北区豊島四丁目、豊島五丁目	H16.12.9	北区告示第492号	2.9	2.9	2.9	工業(200.60)	親水空間の整備とともに都市型集合住宅の供給、道路、公園等の整備、隣接工業用途との共存を目指す		1	1	0	●1種類	○H300		●1000		●3種類	●H80	○色彩 ○屋外広告物	○生垣		●H17.10.14	

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地, 広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、LIは最低値

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等								土地利用その他	建築条例	備考			
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積Lm	建築面積Lm	壁面位置m	高さHLm	形態意匠	垣柵						
			H29.1.27	北区告示第53号	2.9	2.9	2.9	同上	親水空間の整備とともに、道路、公園等の整備及び商業系生活利便機能や質の高い都市型住居系機能の整備を図り、周辺地区を含めた市街地の防災性の向上、隣接工業用との共存を目指す	同上	同上	2	0 0 4	●2種類	○ H300 H200	同上	同上	同上	同上	●	H60	同上	同上	●H29.3.22				
北再2	豊島五・六丁目地区	北区豊島五丁目、豊島六丁目各区内	H17.8.26	北区告示第330号	2.5	2.5	2.5	工業(200.60) 準工業(200.60) (300.60)	道路、公園等の整備を行い、市街地の防災性の向上を図るとともに、水辺を活かした良好な市街地環境を創出し、産業機能と居住機能の共存を目指す	1	1 0 0	2	0 0 5	●2種類 限定列挙	○ H300		●	3000	●	3 8	●	H80 H70	○ 色彩 屋外広告物 等	○ 生垣 フェンス	●H17.10.14	土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業		
豊再1	東池袋四丁目地区	豊島区東池袋四丁目他	H5.8.17	都告示第913号	2.4	-	1.6	近商(300.80) 商業(600.80)	複合的な機能を備えた良好な市街地の形成		0 0 5	1			●2種類 一部 限定列挙	● H850 H100		●	5			○ 色彩 屋外広告物		●H6.12.26	方針及びA,B地区の整備計画の策定/第一種市街地再開事業			
			H11.12.1	都告示第1320号	2.4	-	1.6	同上	同上		同上	同上				同上	同上		同上				同上	風営法の改正による建築物の用途制限の変更				
			H15.1.1		同上	2.4	同上	同上	同上	同上		同上	同上			同上	同上		同上				同上	同上	都市計画法改正			
			H16.5.20	区告示第111号	2.7	2.7	2.7	同上	同上	同上		◇8	2	0 0 1			●	H970 H850 H100	●	H60	●	5000	●	1000	●4種類	●	H195	同上
豊再2	南池袋二丁目A地区	豊島区南池袋二丁目	H21.7.31	豊島区告示第210号	1.2	1.2	1.0	一住(300.60) 商業(600.80) 商業(800.80)	池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、地域の拠点となるような高度利用や安全で快適なまちの実現、また、歩行者ネットワークの形成や幹線道路沿道としてふさわしい景観の形成を目指す	2	0 0 1		0 1 4	●1種類 限定列挙	● H800 L300	●	5000	●	1000	●2種類	●	H190	○ 緑化 色彩 素材 屋外広告物	○ 工作物 設置制限	●H21.10.27	第一種市街地再開事業		
			H24.3.30	豊島区告示第98号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				同上	同上		同上		同上	同上	同上	同上	同上	区域及び公共施設(地下通路)の位置・延長を変更		
豊再3	南池袋二丁目C地区	豊島区南池袋二丁目	H30.6.21	豊島区告示第231号	2.3	2.3	1.7	一住(300.60) 近商(300.80) 商業(600.80)	池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、東池袋駅周辺の拠点となるような高度利用や安全で快適なまちの実現、また、歩行者ネットワークの形成や幹線道路沿道としてふさわしい景観の形成を目指す	2	0 0 1		0 4 5	●2種類	● H800 L300	●	60	●	5000	●	1000	●2種類	●	H190	○ 緑化 色彩 賑わい 屋外広告物	○ 工作物 設置制限	●H30.10.30	第一種市街地再開事業
			R4.3.14	豊島区告示第61号	同上	同上	同上	同上	同上	池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、東池袋駅周辺の拠点となるような高度利用や安全・快適で環境にやさしいまちの実現、また、歩行者ネットワークの形成や幹線道路沿道としてふさわしい景観の形成を目指す	同上	同上				同上	同上		同上		同上	同上	同上	同上	同上	目標、方針、主要な公共施設の変更		

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地, 広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、Lは最低値

番号	地区名	所在地	計画決定・変更年月日	告示番号	地区計画区域面積(ha)	再開発等促進区区域面積(ha)	地区整備計画区域面積(ha)	用途地域(容積率、建蔽率)	地区計画の目標	1号施設		地区施設		用途	建築物等								土地利用その他	建築条例	備考
										道路(本)	公園広場*	道路(本)	公園広場*		容積率HL%	建蔽率H%	敷地面積L㎡	建築面積L㎡	壁面位置m	高さHLm	形態意匠	垣柵			
			R6.9.18	豊島区告示第333号	同上	同上	同上	同上	池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、東池袋駅周辺の拠点となるような高度利用や安全・快適で環境にやさしいまちの実現、また、池袋駅周辺とも連携した歩行者ネットワークの形成や幹線道路沿道としてふさわしい景観の形成を目指す	同上	同上		同上	同上	●	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	整備計画の変更
葛再1	新小岩駅南口地区	葛飾区新小岩一丁目、西新小岩一丁目各地内	R3.8.10	葛飾区告示第279号	4.5	1.5	1.5	商業(600.80) 商業(500.80)	広域複合拠点の一翼を担う地区として多様な都市機能の誘導及び広域複合拠点の玄関口にふさわしい景観の形成を図る。	0	0	1	0	●2種類	●	●	●	●	●5種類	●	○		●R4.4.15	第一種市街地再開発事業	

●:建築条例(建築基準法による)に定められた事項 ○地区整備計画のみ * 上段:公園 中段:緑地, 広場 下段:その他の公共空地の箇所数(◇:種類の区分がないため、道路以外の施設の合計値) HIは最高値、Lは最低値